

(情報の公開・提供)

【第1条】

町の保有する情報は、議会・執行機関に属するものではなく、主権者である住民のものであると明示し、「個人情報保護法」など法令により制限される場合を除き、町民は原則として、町の保有する全ての情報を知る権利があることを規定しています。『知る権利』には情報公開請求権と説明を受ける権利があります。また、『別に条例で定めるところにより』の条例とは「上牧町情報公開条例」を指します。

【第1条第2項】

町民が、政策立案から実施、評価に至るまちづくりのそれぞれの過程に参画・協働するには、町民が町の財政状況や課題等を含め総合的に町の施策を理解できるよう、適切な情報が、適切な時期に、町民に分かり易い形で、十分に提供されなければならないことを規定しています。

(情報共有の推進)

【第2条】

『具体的な施策・制度』には、現在すでに実施されているものと、今後、計画または実施されるものがあります。常に施策・制度の効果及び効率性を検証し改善に努めると共に、以下の項目以外にも、情報共有の推進に有効な施策・制度の検討、実施に努めなければならないことを規定しています。

- (1) ファイリングシステム（文書の私物化を排除し、即時にかつ誰もが検索できるよう、保有する文書情報を一定のルールのもとに適正に管理すること）
- (2) 町ホームページ及び広報誌（「広報かんまき」「議会だより」など）
- (3) 議会、委員会、審議会など会議の公開及びネット中継・録画放送
- (4) 町長主催のタウンミーティング、及び議会主催の議会報告会・意見交換会

(個人情報の保護)

【第6条】

知る権利とプライバシー等を守る権利は密接な関係にあるため、「個人情報の保護」について、この章で規定しています。また、『別に条例で定めるところにより』の条例とは「上牧町個人情報保護条例」を指します。

(選挙)

【第7条】

本条例で規定している「情報共有」の対象は、議会及び執行機関が保有する情報が主ですが、「情報共有」の目的は、まちづくりの担い手である町民・議会・執行機関各々が保有する情報を共有することで、互いに協働してまちづくりを行うことにあります。立候補者は、まだ議会及び執行機関に所属していませんが、当選後は、二代表制の一翼を担う立場となります。従って、立候補者の町政に関する考え方は、町政を負託する上で必要不可欠な情報であり、当選後にどのようなまちづくりを行うかを公約として住民に説明する責任があることを、「情報共有」の章で規定しています。